

働き方改革への取り組みセミナー

働き方改革関連法が、2018年6月29日の参院本会議で可決、成立しました。
施行は2019年4月ですが、中小企業については、時間外労働の罰則付き上限規制は2020年4月より適用、同一労働同一賃金の適用は、大企業2020年4月、中小企業は2021年4月からとなっています。

いずれにしても各企業は法改正に向けた対策が必要となります。
 まずは「**働き方改革**」と**自社の現状を把握し、今からどう取り組んでいくか**が重要です。

経営者の皆様、働き方改革推進担当者の皆様は、ぜひご参加下さい。

《セミナー内容》



◆働き方改革関連法と改正概要の解説

関連する8つの法律と、今回の改正概要について解説します。

◆企業が今、始めるべきこと

現状を把握するために今できること、働き方改革への取り組み方を紹介します。

◆働き方改革対応の事例紹介

RPA(ロボットによる業務自動化)・勤怠システムの導入・年次有給休暇の取得促進
 テレワーク等の促進・フレックスタイム制の導入 等、具体的な事例を紹介します。

講師：あおば社会保険労務士法人

社会保険労務士 藤原英理・新井淳子

受講料
無料

《日程》 ※2回開催しますが、内容は同じです。

◆日時：2018年9月19日(水)

①午前10時～12時 / ②午後3時～5時

◆会場：あおば社会保険労務士法人 東京オフィス 2Fセミナールーム
 (東京都港区虎ノ門3-22-11 豊澄ビル)

◆定員：20名(定員になり次第締切)

裏面の申込書をご記入の上、FAXでお申し込み下さい。受講票を郵送させていただきます。
 ※定員になり次第締切とさせていただきます。

お申込みについてご不明点は
 お気軽にお問合せください。

お問合せ：あおば社会保険労務士法人セミナー係 (TEL 055-983-6770)

FAX 055-983-6771

◆ セミナー参加申込書 ◆
～働き方改革への取り組みセミナー～

申込日 2018年 月 日

※参加希望時間：ご希望の時間に○印をお願いします。

第一希望	9月19日(水) ① 午前10時～12時 ② 午後3時～5時		
第二希望	9月19日(水) ① 午前10時～12時 ② 午後3時～5時		
貴社名			
役職/氏名 ①		役職/氏名 ②	
TEL			
メール アドレス	※お役立ち情報等をお送りする際に利用させていただきます		
住所	〒 - ※受講票やお役立ち情報等をお送りする際に利用させていただきます		
ご質問等	※働き方改革についてのご質問、ご要望、確認したい点等、何かありましたら予めお知らせいただけましたら準備いたします。(個別にご回答させていただく場合があります)		

会場



あおば社会保険労務士法人 東京オフィス
2F セミナールーム

東京都港区虎ノ門3-22-11 豊澄ビル

- 東京メトロ日比谷線 / 神谷町駅 徒歩5分
- 都営三田線 / 御成門駅 徒歩7分

※定員になり次第締め切りとなります。申込み受付完了後受講票をお送り致します。